平成２４年（フ）第４７号
埼玉県秩父市別所273番地
債務者　岡部由美子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
千葉県成田市公津の杜６丁目17番地23
債務者　永川　重雄
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０７号
千葉県成田市西三里塚１番地1483
債務者　鴨志田智子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２０号
千葉県佐倉市宮前２丁目６番地２
債務者　野崎　健人
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２４号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目10番12号
債務者　鈴木　彦紀
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０７号
愛知県豊田市生駒町東山220番地
債務者　高田　俊美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
愛知県豊田市生駒町東山220番地
債務者　高田　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
愛知県岡崎市蓑川新町１丁目３番地１　リバーサイド八番館401
債務者　石川　泰司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
和歌山県田辺市芳養町1001番地、前住所大阪府岸和田市戎町４番23号
債務者　守口　　保
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第６９５号
埼玉県ふじみ野市築地３丁目５番地46
債務者　木場　美咲
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２１号
千葉県館山市北条1224番地の８、申立時の住所埼玉県狭山市根岸２丁目４番１号　ニューシティソアラ204
債務者　上野　美貴（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３８号
埼玉県所沢市並木８丁目６番地２―506
債務者　内山　　学
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３９号
埼玉県所沢市並木８丁目６番地２―506
債務者　笠原　知子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県香取市福田690番地８
債務者　塚田　道子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１９２号
静岡県富士市蓼原1104番地の１　メゾンワタナベＡ―202号、前住所静岡県富士市大淵2213番地の257
債務者　秋山　礼子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４１８号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目31番７号　駒形エクセルＩ402号
債務者　山本　香織（旧姓美松）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７５号
栃木県宇都宮市宮の内４丁目219番地
債務者　杉山恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４５号
栃木県小山市城東７丁目29番３号
債務者　横山　　茂
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係